

コープの

加入できる方：コープデリ組合員限定

団体がん保険

団体総合生活保険(1年更新型)

わたしたちの保険

家族で安心!



ホント!?
基本の補償に
「抗がん剤治療」も
含まれています!



コープデリグループの
マスコットキャラクター
“ほべたん”

持病 入院歴 手術歴
があっても

加入しやすい!

\\うれしい\\
53.8%割引
の保険料
(団体割引等適用)

がんと 診断されたとき	一時金	100	万円
がんで 入院したとき	1日	1	万円
がんで 通院したとき	1日	5	千円

その他の補償も充実!

※新規加入できる年齢**84歳まで**

罹患しても
継続できます!

コープデリ保険センターは、乳がんの早期発見・早期診断・早期治療の大切さを伝えるピンクリボン運動を応援しています

お問い合わせ先 | 取扱代理店

(株)コープデリ保険センター

〒336-0024 埼玉県さいたま市南区根岸1丁目5番3号

■団体保険契約者/コープデリ生活協同組合連合会

※団体保険は年度毎に保険料・補償内容等が変更となる場合があります。

0120-33-6566

受付時間 9:00~17:00(日曜休業)

<https://hoken.coopdeli.coop>

引受保険会社

東京海上日動火災保険株式会社

ご意見・ご相談先 広域法人部 団体・協同組織室 ☎03-3515-4151

〒102-8014 東京都千代田区三番町6-4ラ・メール三番町9階

募集文書番号 23T-002240(2024年1月作成)

パンフ24.1①②③



TK01P008

充実補償で皆様をお守りします！

基本補償と特約 (保険金額) がんのみの補償です		ハーフコース (50歳以上対象)	
1 がん診断保険金	がんと診断確定されたとき、入院の有無にかかわらず ^{※1}	一時金として 100万円	一時金として 50万円
2 がん再発転移保険金	がんで所定の治療 ^{※2} を受けた後、治療を受けたがんが再発または転移したと診断確定されたとき	一時金として 100万円	一時金として 50万円
3 がん入院保険金	がんで入院(日帰り入院も含む)したとき、入院1日目から 何日でも	1日につき 10,000円	1日につき 5,000円
4 がん通院保険金	がんと診断確定され、診断確定されたがんの治療のために以下①または②のいずれかに該当する通院をしたとき ① 保険期間中における三大治療(所定の手術・放射線治療・抗がん剤治療)のための通院 何日でも ② がん入院保険金が支払われる場合で、三大治療以外の入院前または退院後の所定の期間内における通院 ^{※3} 所定の日数	1日につき 5,000円	1日につき 2,500円
5 抗がん剤治療保険金	抗がん剤治療を受けたとき ^{※4}	月額 5万円 (60か月を限度にお支払い)	
6 がん先進医療保険金	がんで先進医療を受けたとき、先進医療にかかわる技術料を実費で補償 ^{※5}	保険期間を通じ 500万円 限度	
7 がん手術保険金	がんで手術をしたとき、手術の種類に応じて ^{※6} 何回でも	1回につき 40・20・10万円	1回につき 20・10・5万円
8 がん特定手術保険金	がんで所定の手術をしたとき ^{※7}	1回につき 100万円	1回につき 50万円
9 がん患者申出療養保険金	がんで患者申出療養を受けたとき、患者申出療養にかかわる技術料を実費で補償 ^{※8}	保険期間を通じ 1,000万円 限度	
10 がん女性特定手術保険金	女性特有のがんで以下の手術をしたとき ①乳房切除術 ^{※9} ②子宮全摘除術 ③両側卵巣全摘除術	1回につき 50万円	1回につき 25万円
生活支援特約	がん生活支援保険金 がんと診断確定され、てん補期間中 ^{※10} に所定の治療 ^{※2} を受けたとき (初年度はなし。2年目以降、最長10年間)	年1回 50万円	年1回 25万円

●この保険は、死亡に対する補償はありません。

●新規ご加入の場合、ご加入者の保険期間(ご契約期間)の開始日の午前0時より前にかんと診断確定されていた場合は、保険金をお支払いできません。

※1 がんの診断確定は、病理組織学的所見により、医師等によって診断されることを要します。ただし、病理組織学的検査が行われなかった理由が明らかであり、他の所見による診断確定の根拠が合理的であると認められるときは、他の所見を認めることがあります。診断保険金のお支払いは被保険者(保険の対象となる方)ごとに保険期間(ご契約期間)を通じて1回に限りです。また、継続前契約で既に診断確定されたがんが一旦治癒した後の再発・転移や、新たながんが生じたときの2回目以降の診断保険金のお支払いは、それ以前の診断保険金の支払事由に該当した最終の診断確定日からその日を含めて1年を超えた期間が経過していることを要します。

※2 所定の治療とは、手術、放射線治療、抗がん剤治療、造血幹細胞移植をいいます。

※3 入院の開始日の前日からその日を含めて遡及して60日以内または退院日の翌日からその日を含めて365日以内の期間に行われた通院に限ります。また、1回の入院(日帰り入院も含む)の原因となったがんの治療を目的とする通院について425日が限度です。

※4 対象となる抗がん剤治療については、「補償の概要等」をご確認ください。

※5 先進医療については、「補償の概要等」をご確認ください。

※6 時期を同じくして(「手術室に入ってから出るまで」をいいます。)2種類以上の手術を受けた場合には、倍率の最も高い手術についてのみ保険金をお支払いします。手術の種類に応じてがん入院保険金日額の10倍、20倍または40倍の額となります。

※7 所定の手術とは、胃全摘除術、片側肺全摘除術、食道全摘除術、片側腎全摘除術、膀胱全摘除術、人工肛門造設術、喉頭全摘除術(発声機能の喪失を伴うもの)に限ります。)、四肢切断術(手指・足指を除きます。)をいいます。

※8 患者申出療養については、「補償の概要等」をご確認ください。

※9 皮膚を切開し、病変部を切除する手術をいいます。生検を除きます。

※10 がんと診断確定された日(初年度)から10年後の応当日の前日までの期間をいいます。

●この保険で補償対象となる「がん」とは、悪性新生物及び上皮内新生物のことをいい、具体的には厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因の統計分類提要ICD-10(2013年版)準拠」および「国際疾病分類-腫瘍学(NCC監修)第3版(2012年改正版)」に定められた内容によるものとします。なお、良性腫瘍である子宮筋腫、血管腫および脂肪腫等は、この保険の補償対象とはなりません。

●保険金をお支払いする主な場合については、後記「補償の概要等」をご確認ください。

がん患者申出療養保険金とは

●患者申出療養(※)として実施された療養を受けたときにその技術料を実費でお支払いします。
※未承認薬等を迅速に保険外併用療養として使用したいという困難な病気と闘う患者の思いに応えるため、患者の申出を起点とする仕組みとして創設された制度です。
詳細は厚生労働省のHP(<https://www.mhlw.go.jp/moushideryouyou/>)をご参照ください。

がん生活支援特約とは

●「がん生活支援」特約とは、医療技術の進展によりがん罹患後の生存率は向上していますが、治療の長期化に伴い、QOL*維持の為に必要となる外見ケアや日用品等の間接費に備えるための補償です。
*QOL(quality of life)「人生の内容の質」

がん保険は、一生お世話にならない方が幸せです。

家族の誰にも罹患してほしくないけれど、
不安だから本当は入っておきたい。

経済的負担の不安を この保険料で 少しだけ安心に変えてみませんか。

コープデリ組合員限定

月額保険料

保険期間 2024年5月1日午後4時～2025年5月1日午後4時

自動更新

新規加入年齢：0歳～84歳

生年月日が1939年(昭和14年)5月2日以降の方

※ 2024年5月1日時点の満年齢

89歳まで更新可能(85歳で保険料が変わります。)

中途加入の補償期間：

保険開始日午前0時～2025年5月1日午後4時

1年更新型で5歳さざみで保険料が変わります。

男性				
※ 被保険者 年齢	基本補償プラン		生活支援プラン (基本補償+生活支援特約)	
	SM	ハーフコース SMH	SSM	ハーフコース SSMH
0~4歳	130円	選 ハ ー フ コ ー ス は 5 0 歳 以 上 の 方 が す べ る コ ー ス で す	160円	選 ハ ー フ コ ー ス は 5 0 歳 以 上 の 方 が す べ る コ ー ス で す
5~9歳	140円		170円	
10~14歳	190円		230円	
15~19歳	170円		200円	
20~24歳	160円		180円	
25~29歳	260円		300円	
30~34歳	440円		510円	
35~39歳	690円		840円	
40~44歳	1,040円		1,280円	
45~49歳	1,540円		1,860円	
50~54歳	2,240円	1,380円	2,610円	1,570円
55~59歳	3,400円	2,050円	3,910円	2,310円
60~64歳	5,030円	3,010円	5,720円	3,360円
65~69歳	6,810円	4,040円	7,660円	4,460円
70~74歳	8,690円	5,160円	9,380円	5,500円
75~79歳	10,260円	6,060円	11,090円	6,480円
80~84歳	11,450円	6,640円	12,430円	7,130円

女性				
※ 被保険者 年齢	基本補償プラン		生活支援プラン (基本補償+生活支援特約)	
	SF	ハーフコース SFH	SSF	ハーフコース SSFH
0~4歳	140円	選 ハ ー フ コ ー ス は 5 0 歳 以 上 の 方 が す べ る コ ー ス で す	170円	選 ハ ー フ コ ー ス は 5 0 歳 以 上 の 方 が す べ る コ ー ス で す
5~9歳	150円		180円	
10~14歳	200円		240円	
15~19歳	180円		210円	
20~24歳	170円		190円	
25~29歳	280円		320円	
30~34歳	490円		560円	
35~39歳	760円		910円	
40~44歳	1,140円		1,380円	
45~49歳	1,670円		1,990円	
50~54歳	2,390円	1,450円	2,760円	1,640円
55~59歳	3,560円	2,130円	4,070円	2,390円
60~64歳	5,190円	3,090円	5,880円	3,440円
65~69歳	6,970円	4,120円	7,820円	4,540円
70~74歳	8,850円	5,240円	9,540円	5,580円
75~79歳	10,420円	6,140円	11,250円	6,560円
80~84歳	11,610円	6,720円	12,590円	7,210円

53.8%割引(団体割引30%、損害率による割引34%)適用した保険料です。 ●被保険者1人につき1口ご加入できます。

ご加入にあたって

■加入できる方

加入者	生協(コープデリ連合会)の組合員
被保険者	組合員または組合員のご家族(配偶者 ^{※1} 、同居の子、生計を同一にする別居の未婚の子 ^{※3} 、同居の親族 ^{※2})
新規加入できる被保険者の年齢	2024年5月1日時点で0歳～84歳(89歳まで更新可能)

※1 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情(婚約とは異なります。)にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。ただし、以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限りです。

a. 婚姻意思を有すること(戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。)

b. 同居により夫婦同様の共同生活を送っていること。

※2 6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます(配偶者を含みません。)

※3 これまでに婚姻歴がないことをいいます。

■ご加入方法 加入依頼書に必要事項を記入し、取扱代理店にお送りください。

■保険料のお支払いと補償の開始 ●保険開始月の翌月5日(金融機関休業日の場合は翌営業日)に、その後毎月5日に口座振替されます。保険料のお支払いは口座引き落としの月払のみです。なお、保険料は生協登録口座から生協の商品代金と合算して引き落とされます。生協へ口座登録をされていない方は、口座登録の手続きをお願いします。●補償は保険開始日の午前0時から開始します。なお、初回保険料が引き落としできなかった場合は、その翌月に初回と翌月分の保険料をあわせて2ヶ月分を振替えます。(2ヶ月分の振替が出来た場合、振替月の前々月1日に遡って保険開始日となります。)

●保険料が2ヶ月連続して振替不能となった場合は、保険会社に対して脱退手続きをとります。なお、保険料の一括払込みにより、継続できる場合があります。詳しくは、コープデリ保険センターにお問い合わせください。

■保険期間(ご契約期間) ●毎月1日までにコープデリ保険センターで不備なく受付完了の方は、翌月1日午前0時から2025年5月1日午後4時までです。(5月1日が統一の満期日となります。)

●お支払いいただく保険料は、被保険者(保険の対象となる方)本人の年齢(団体契約の保険始期(2024年5月1日)時点の満年齢)により異なります。

■保険料 ●お支払いいただく保険料は、被保険者(保険の対象となる方)本人の年齢(団体契約の保険始期(2024年5月1日)時点の満年齢)により異なります。

ご加入の際のご注意

- ①コープデリ宅配のご利用代金が長期延滞となっている組合員は、お申込みいただいてもご加入できません。
- ②団体総合生活保険(がん補償)につきましては、加入のお申込の撤回または解除(クーリングオフ)ができませんのでご注意ください。
- ③団体総合生活保険(がん補償)は90歳で満期を迎えた時はご契約を更新いただくことはできません。
- ④お支払いいただいた保険料は、「介護医療保険料控除」の対象となります。「生命保険料控除証明書」は基本的に加入者名で作成されます。
- ⑤契約内容の変更・解約等に関するお申し出は、加入者の方からのみとなりますので、ご注意ください。

※ご加入いただくタイプによっては保険金お支払いの対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、「補償(保険金額)・保険料表」をご確認ください。

【がん補償】

保険の対象となる方ががん*1と診断確定された場合や、その治療のため入院・手術をされた場合等(介護療養型医療施設または介護医療院における入院・手術等を除きます。)に保険金をお支払いします。

この補償については、死亡に対する補償はありません。がん*1と診断確定されたときに、がん*1以外の身体に生じた障害の影響等によって、がん*1の病状が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。詳細は、取扱代理店までご連絡ください。

*1 補償対象となる「がん」とは、以下のものをいいます。がんの診断確定は、病理組織学的所見により、医師等によって診断されることを要します。ただし、病理組織学的検査が行われなかった理由が明らかであり、他の所見による診断確定の根拠が合理的であると認められるときは、他の所見を認めることがあります。

悪性新生物および上皮内新生物のことをいい、具体的には、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10(2013年版)準拠」および「国際疾病分類-腫瘍学(NCC監修)第3版(2012年改正版)」に定められた内容によるものとします。良性腫瘍である子宮筋腫、血管腫および脂肪腫等は、この保険の補償対象となりません。
 なお、「疾病、傷害及び死因の統計分類提要」または「国際疾病分類-腫瘍学」において、新たな分類が施行された場合で、新たに「悪性新生物」または「上皮内新生物」に分類された疾病があるときには、その疾病を補償対象に含みます。

【ご注意】初年度契約の保険始期前にかんがんと診断確定されていた場合は、ご加入者、保険の対象となる方または保険金受取人のその事実の知、不知にかかわらず、ご加入は無効となり、保険金をお支払いできません(この場合、お支払いいただいた保険料を返還できないことがあります。)

保険金をお支払いする主な場合	
がん補償基本特約	がん診断保険金 保険期間中に以下のいずれかの状態に該当した場合 ■初めてがんが診断確定された場合 ■この保険契約が継続契約である場合において、この保険契約が継続されてきた最初の保険契約(初年度契約)から継続前契約までの連続した継続契約のいずれかの保険期間中に既に診断確定されたがん(原発がん)を治療したことにより、がんが認められない状態となり、その後初めてがんが再発または転移したと診断確定されたとき ■原発がんとは関係なく、がんが新たに生じたと診断確定された場合 ▶がん診断保険金額をお支払いします。ただし、がん診断保険金のお支払いは保険期間を通じて1回に限り、また、支払事由に該当した最終の診断確定日からその日を含めて1年以内であるときは、がん診断保険金をお支払いできません。
	がん入院保険金 がんが診断確定され、その診断確定されたがんによって医師等の治療を必要とし、かつ、保険期間中にその治療のため入院(日帰り入院を含みます。)を開始された場合 ▶がん入院保険金日額に入院期間を乗じた額をお支払いします。 ※がん入院保険金が支払われる期間中、さらにかんがんと診断確定されたがんの再発または転移による入院(日帰り入院を含みます。)を繰り返しては保険金をお支払いできません。
	がん手術保険金 がんが診断確定され、その治療のため、保険期間中に所定の手術を受けた場合 ▶手術の種類に応じてがん入院保険金日額の10倍、20倍または40倍の額をお支払いします。ただし、時期を同じくして*1 2種類以上の手術を受けた場合には、倍率の最も高い手術についてのみお支払いします。 *1 「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」をいいます。
	がん通院保険金 (がん通院保険金の補償拡大特約) がんが診断確定され、以下のいずれかの状態に該当した場合 ①診断確定されたがんによって医師等の治療を必要とし、かつ、保険期間中にその治療のため以下のいずれかの条件を満たす通院(往診を含みます)をされた場合 ■がん手術保険金の支払対象となる所定の手術のための通院であること ■抗がん剤*1による治療のための通院であること ②保険期間中にがん入院保険金の支払対象となる入院(日帰り入院も含みます)を開始し、以下の条件のすべてを満たす通院(往診を含みます)をされた場合 ■診断確定されたがんによって医師等の治療を必要としている期間内に行われた通院であること ■入院の原因となったがんの治療のための通院であること ■入院の開始日の前日からその日を含めて遡りして60日以内(入院前通院期間)または退院日の翌日からその日を含めて365日以内(退院後通院期間)に行われた通院であること ▶がん通院保険金日額に通院日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。ただし、1回の入院(日帰り入院も含みます)の原因となったがんの治療のための通院について425日を限度とします(①に該当する通院をされた場合、日数の限度はありません。) *1 診断確定されたがんの治療のため投薬または処方された所定の医薬品*2で、その時点において厚生労働大臣の承認を得ているものをいいます。 *2 医薬品の種類によっては、お支払いの対象とならない場合があります。 ※がん入院保険金と重複しては保険金をお支払いできません。また、退院後通院期間中に新たに入院(日帰り入院も含みます)をされ、入院前通院期間と退院後通院期間に重複する期間があったとしても、保険金は重複しては保険金をお支払いできません。
がん再発転移補償特約 がんが認められない状態となったか否かや最終の診断確定日からの経過期間にかかわらず、がんが診断確定され、以下の治療を受けた場合で、治療を受けたがんが保険期間中に再発または転移*1したと診断確定されたとき ■手術 ■放射線治療 ■抗がん剤治療 ■造血幹細胞移植 ▶がん再発転移保険金額をお支払いします。ただし、がん再発転移保険金のお支払いは、保険期間を通じて1回に限り、また、同一の種類の臓器が複数ある場合は、それらは同じ臓器とみなします。 *1 他の臓器に転移した場合に限り、また、同一の種類の臓器が複数ある場合は、それらは同じ臓器とみなします。	
抗がん剤治療補償特約 保険期間中に抗がん剤治療*1を開始した場合 ▶抗がん剤治療*1をした日の属する各月*2について抗がん剤治療*1を開始した時点の抗がん剤治療保険金額をお支払いします。ただし、抗がん剤治療保険金の支払限度月数は60か月とします。 ※抗がん剤治療*1をされた月の翌月1日から、抗がん剤治療*1をすることなくその日を含めて180日を経過した日の翌日以降に再び抗がん剤治療*1をされた場合は、新たに抗がん剤治療*1を開始したものとして取り扱います。 *1 以下の条件の全てを満たす入院または通院をいいます。 ■診断確定されたがんによって医師等の治療を必要とし、その治療のための入院または通院であること ■公的医療保険制度に基づく医師診察報酬点数表または歯科診療報酬点数表により、抗がん剤*3にかかる薬剤料または処方せん料が算定される入院または通院であること *2 抗がん剤治療保険金が支払われる月に、さらに別の抗がん剤治療*1をされたとき、抗がん剤治療保険金は重複しては保険金をお支払いできません。 *3 診断確定されたがんの治療のため投薬または処方された所定の医薬品*4で、その時点において厚生労働大臣の承認を得ているものをいいます。 *4 医薬品の種類によっては、お支払いの対象とならない場合があります。	
がん先進医療特約 がんが診断確定され、その治療のため、保険期間中に先進医療*1を受けた場合 ▶先進医療*1にかかわる技術料*2について保険金をお支払いします。ただし、保険期間を通じて、がん先進医療保険金額を限度とします。 *1 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるもの)に限り、(詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。)なお、療養*3を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象となっている療養*3は先進医療とはみなされません(保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります。) *2 次の費用等、先進医療にかかわる技術料以外の費用は含まれません。 i. 公的医療保険制度に基づき給付の対象となる費用(自己負担部分を含む) ii. 先進医療以外の評価療養のための費用 iii. 選定療養のための費用 iv. 食事療養のための費用 v. 生活療養のための費用 *3 次のいずれかに該当するものをいいます。 i. 診察 ii. 薬剤または治療材料の支給 iii. 処置、手術その他の治療	
がん特定手術特約 がんが診断確定され、がん手術保険金が支払われる場合において、その診断確定されたがんの治療のため保険期間中に以下の手術を受けた場合 ■胃全摘除術 ■片側肺全摘除術 ■食道全摘除術 ■片側腎全摘除術 ■膀胱(ぼうこう)全摘除術 ■人工肛門(こうもん)造設術 ■喉頭全摘除術(発声機能の喪失を伴うもの)に限り、(■四肢切断術(手指・足指を除きます。)) ▶がん特定手術保険金額をお支払いします。ただし、時期を同じくして*1 2種類以上の手術を受けた場合には、いずれか1種類の手術についてのみお支払いします。 *1 「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」をいいます。	
がん患者申出療養特約 がんが診断確定され、その治療のため、保険期間中に患者申出療養*1を受けた場合 ▶患者申出療養*1にかかわる技術料*2について保険金をお支払いします。ただし、保険期間を通じて、がん患者申出療養保険金額を限度とします。 *1 「患者申出療養」とは、公的医療保険制度のうち、厚生労働大臣が定める患者申出療養(患者申出療養ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるもの)に限り、(詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。)なお、療養*3を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象となっている療養*3は患者申出療養とはみなされません(保険期間中に対象となる患者申出療養は変動する可能性があります。) *2 次の費用等、患者申出療養にかかわる技術料以外の費用は含まれません。 i. 公的医療保険制度に基づき給付の対象となる費用(自己負担部分を含む) ii. 評価療養のための費用 iii. 選定療養のための費用 iv. 食事療養のための費用 v. 生活療養のための費用 *3 次のいずれかに該当するものをいいます。 i. 診察 ii. 薬剤または治療材料の支給 iii. 処置、手術その他の治療	
がん女性特定手術特約 がんが診断確定され、がん手術保険金が支払われる場合において、その診断確定されたがんの治療のため保険期間中に以下の手術を受けた場合 ■乳房切除術(皮膚を切開し、病変部を切除する手術をいいます。生検を除きます。) ■子宮全摘除術 ■両側卵巣全摘除術 ▶がん女性特定手術保険金額をお支払いします。ただし、時期を同じくして*1 2種類以上の手術を受けた場合には、いずれか1種類の手術についてのみお支払いします。 *1 「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」をいいます。	
がん生活支援特約 ・第1回がん生活支援保険金 保険期間中にがんが診断確定された場合 ▶第1回がん生活支援保険金額をお支払いします。※当契約では第1回目の支払保険金は0円となります。 ・第2回以後がん生活支援保険金 てん補期間*1中に、がんの治療を直接の目的として毎年以下の治療を受けた場合 ■手術 ■放射線治療 ■抗がん剤治療 ■造血幹細胞移植 ▶第2回以後がん生活支援保険金額をお支払いします。ただし、保険金支払基準日*2から翌年の応当日の前日までの間に上記いずれかの治療を受けなかった場合は、保険金をお支払いしません。その翌年度以降の保険金支払基準日*2から翌年の応当日の前日までの間に上記いずれかの治療を受けた場合は、保険金のお支払いを再開します。この場合も、てん補期間*1は1回目の保険金支払基準日*2から通算した期間となります。 *1 第1回がん生活支援保険金の保険金支払事由に該当したその日から起算して10年後の応当日(10回目の保険金支払基準日*2)の前日までをいいます。 *2 1回目は最初に保険金を支払うべき日と診断確定された日、2回目以降は1回目から数えて翌年以降の毎年の応当日をいいます。	

【「がん先進医療特約」における粒子線治療*1費用のお支払いについて】
 「がん先進医療特約」のお支払いの対象となる粒子線治療*1について、一定の条件*2を満たす場合に、東京海上日動から治療を実施した医療機関へ粒子線治療*1にかかる技術料相当額を照射日以降に直接お支払いできる場合があります。事前のお手続きが必要になるため、遅くとも治療開始の3週間前までにパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください(医療機関ではなく、お客様にお支払いすることもできます。)
 *1 「粒子線治療」とは、重粒子線治療、陽子線治療をいいます。
 *2 「一定の条件」とは、以下の条件等をいいます。詳細はパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。
 ・責任開始日から1年以上継続してご加入いただいていること。 ・粒子線治療*1開始前に保険金のお支払い対象であることが確認できること。 ※変更・中止となる場合があります。

重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報のご説明) 団体総合生活保険にご加入いただく皆様へ

ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みください。
 ※ご家族を保険の対象となる方とする場合等、ご加入者と保険の対象となる方が異なる場合には、本内容を保険の対象となる方全員にご説明ください。
 ※ご不明な点や疑問点がありましたら、取扱代理店までお問い合わせください。

【マークのご説明】 契約概要 保険商品の内容をご理解いただくための事項 注意喚起情報 ご加入に際してお客様にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項

I ご加入前におけるご確認事項

- 1 商品の仕組み** (契約概要) この保険は、団体(コープデリ生活協同組合連合会(以下「コープデリ連合会」))をご契約者とし、コープデリ連合会組合員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則としてご契約者が有します。ご契約者となる団体や基本となる補償、ご加入者のお申出により任意にご加入いただける特約等はパンフレット等に記載のとおりです。この保険は、ご加入者がコープデリ連合会組合員であることを加入条件としています。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲等につきましては、パンフレット等をご確認ください。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲に該当しない方がご加入された場合、ご加入を取消しさせていただきますことがあります。
- 2 基本となる補償および主な特約の概要等** (契約概要) (注意喚起情報) 基本となる補償の「保険金をお支払いする主な場合」、 「保険金をお支払いしない主な場合」や主な特約の概要等につきましては、パンフレット等をご確認ください。
- 3 補償の重複に関するご注意** (注意喚起情報) 保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約*1を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、特約等の要否をご検討ください*2。
 *1 団体総合生活保険以外の保険契約にセットされる特約や東京海上日動以外の保険契約を含みます。
 *2 1契約のみにセットする場合、将来、そのご契約を解約したときや、同居から別居への変更等により保険の対象となる方が補償の対象外になったとき等は、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。
- 4 保険金額等の設定** (契約概要) この保険での保険金額は、あらかじめ定められたタイプの中からお選びいただくこととなります。タイプについての詳細はパンフレット等をご確認ください。保険金額等の設定は、高額療養費制度や労災保険制度等の公的保険制度を踏まえご確認ください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html)等をご確認ください。更新時および保険期間の途中でご加入者からのお申出による保険金額の増額等はできません。(金融庁ホームページ)

- 5 保険期間および補償の開始・終了時期** (契約概要) (注意喚起情報) ご加入の保険契約の保険期間および補償の開始・終了時期については、パンフレット等をご確認ください。
- 6 保険料の決定の仕組みと払込方法等** (契約概要) (注意喚起情報) (1)保険料の決定の仕組み 保険料はご加入いただくタイプ等によって決定されます。保険料については、パンフレット等をご確認ください。
 (2)保険料の払込方法 払込方法については、パンフレット等をご確認ください。
 (3)保険料の一括払込みが必要な場合について (※コープデリ連合会組合員またはそのご家族等から、ご加入者を募集する所定の団体契約で、保険料負担者がご加入者のご契約対象となります。) ご加入者が以下の事由に該当した場合、そのご加入者の残りの保険料を一括して払込みいただくことがありますので、あらかじめご了承ください。
 ①ご加入の生協を脱退(エリア外への転居含む)等により、その組合員でなくなった場合
 ②ご加入者の加入部分*1に相当する保険料が、集金日の属する月の翌月末までに集金されなかった場合 等
 ※保険期間の開始後、保険料の払込み前に事故が発生していた場合、その後、ご契約者を経て保険料を払込みいただく場合は保険金をお支払いします。ただし、保険料を払込みいただけない場合には、ご加入者の加入部分*1について、保険金をお支払いできず、お支払いした保険金を回収させていただくことや、ご加入者の加入部分*1を解除することとなりますのでご注意ください。
 ※がん補償が解除となった後、新たにご加入される場合には、新たなご加入について、保険の対象となる方の健康状態等によりお引受けをお断りさせていただくことがあります。その他ご注意ください。
 *1 ご加入者によってご加入された、すべての保険の対象となる方およびすべての補償をいいます(例えば、加入内容変更による変更保険料を払込みいただけない場合、変更保険料を払込みいただけない補償だけでなく、ご加入されているすべての保険の対象となる方およびすべての補償が対象となります。)
- 7 満期返れい金・契約者配当金** (契約概要) この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

Ⅱ ご加入時におけるご注意事項

1 告知義務 【注意喚起情報】
加入依頼書等に★マークが付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)ですので、正確に記載してください(取扱代理店には、告知受領権があります。)。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

【告知事項一覧】		★:告知事項
項目名	基本補償・特約	がん補償
生年月日		★
性別		★
健康状態告知*1		★
他の保険契約等*2		★

【告知】(健康状態告知書)】

- 告知義務について
保険制度は多数の人々が保険料を出しあって相互に補償しあう制度です。したがって、初めから健康状態の悪い方や危険な職業に従事している方が他の方と同じ条件でご加入されますと、保険料負担の公平性が保たれません。このため、ご加入にあたっては、必ず保険の対象となる方で自身が、過去の病気やケガ、現在の健康状態、身体障害の状態等について「健康状態告知書」で東京海上日動がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくご回答ください。
- 過去に病気やケガをされたことがある方等への引受対応について
東京海上日動では、ご加入者間の公平性を保つため、お客様のお身体の状態に応じた引受対応を行うことがあります。過去に病気やケガをされたことがある場合等にはお引受けできないことがあります。
- 告知が事実と相違する場合
告知していただく事柄は、告知書に記載してあります。もし、これらについて、その事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日*3から1年以内であれば、東京海上日動は「告知義務違反」としてご加入を解除することがあります*4。
 - 責任開始日*3から1年を経過していても、保険金の支払事由が1年以内に発生していた場合には、ご加入を解除することがあります。
 - ご加入を解除した場合には、たとえ保険金をお支払いする事由が発生していても、これをお支払いすることはできません*5(ただし、「保険金の支払事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、保険金をお支払いすることがあります。))。
- *3 ご加入を更新されている場合は、告知されなかったり、事実と違うことを告知されたご契約の支払責任の開始日を行います。
- *4 補償内容をアップされた場合は、補償内容をアップされた部分を解除することがあります。
- *5 補償内容をアップされた部分を解除した場合は、補償内容をアップされた部分については保険金をお支払いすることはできません。
<前記以外で、保険金をお支払いできない場合>
前記のご加入を解除させていただいた場合以外にも、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消し等を理由として、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、告知義務違反による解除の対象外となる1年経過後にもご加入を取消し等させていただくことがあります。
(例)「現在の医療水準では治めが困難な病気・症状について故意に告知されなかった場合」等

告知内容の確認について

ご加入後、または保険金のご請求等の際、告知内容についてご確認させていただく場合があります。

2 クーリングオフ

ご加入される保険は、クーリングオフの対象外です。

3 保険金受取人

保険金受取人を特定の方に指定する場合は、必ず保険の対象となる方の同意を得てください(原則として親族の中から、1名を選択してください。指定がない場合、保険金は保険の対象となる方にお支払いします。)。同意のないままにご加入をされた場合、ご加入は無効となります。

4 現在のご加入の解約・減額を前提とした新たなご契約のご注意

現在のご加入を解約、減額等をするを前提に、新たな保険契約へのご加入をご検討される場合は、特に以下の点にご注意ください。

- 補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。
- 新たにご加入の保険契約の保険料については、団体契約の始期日時点の保険の対象となる方の年齢により計算されます。
- 新たにご加入の保険契約の保険料の計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が、解約・減額される契約と異なることがあります。
- 保険の対象となる方の健康状態等により、お引受けをお断りする場合があります。
- 新たにご加入の保険契約に対しても告知義務がありますので、告知義務違反による解除や詐欺による取消しが適用される場合があります。
- 新たにご加入の保険契約の保険始期前に被った傷病に対しては、保険金が支払われない場合があります。
- 新たにご加入の保険契約の保険始期日と責任開始日が異なることがあります。この場合、現在のご加入を解約すると補償のない期間が発生することがあります。

Ⅲ ご加入後におけるご注意事項

1 通知義務等

ご加入者の住所等を変更した場合は、遅滞なく取扱代理店までご連絡ください。

【ご加入後の変更】
ご加入後、ご加入内容変更や脱退を行う際には変更日・脱退日より前にご連絡ください。また、保険期間中に、本保険契約の加入対象者でなくなった場合には、脱退の手続きをいただく必要がありますが、保険期間の終了時までは補償を継続することが可能なケースがありますので、取扱代理店までご連絡ください。ご加入内容変更をいただけてから1か月以内に保険金請求のご連絡をいただいた場合には、念のため、取扱代理店の担当者に、その旨をお伝えいただきますようお願いいたします。

2 解約されるとき

ご加入を解約される場合は、取扱代理店までご連絡ください。

- ご加入内容および解約の条件によっては、東京海上日動所定の計算方法で保険料を返還、または未払保険料を請求*1することがあります。返還または請求する保険料の額は、保険料の払込方法や解約理由により異なります。
- 返還する保険料があっても、原則として払込みいただいた保険料から既経過期間*2に対して「月割」で算出した保険料を差し引いた額より少なくなります。
- 満期日を待たずに解約し、新たにご加入される場合、補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。

*1 解約日以降に請求することがあります。

*2 始期日からその日を含めて解約日までの、既に経過した期間をいいます。

3 保険の対象となる方からのお申出による解約

保険の対象となる方からのお申出により、その保険の対象となる方に係る補償を解約できる制度があります。制度および手続きの詳細については、取扱代理店までご連絡ください。また、本内容については、保険の対象となる方全員にご説明くださいますようお願いいたします。

4 満期を迎えるとき

【保険期間終了後、補償の更新を制限させていただく場合】

- 保険金請求状況や年齢等によっては、次回以降の補償の更新をお断りさせていただくことや、引受条件を制限させていただくことがあります。
- 東京海上日動が普通保険約款、特約または保険引受に関する制度等を改定した場合には、更新後の補償については更新日における内容が適用されます。この結果、更新後の補償内容等が変更されることや更新できないことがあります。

【更新後契約の保険料】
保険料は、補償ごとに、更新日現在の年齢および保険料率等によって計算します。したがって、その補償の更新後の保険料は、更新前の保険料と異なることがあります。

【保険金請求忘れのご確認】

ご加入を更新いただく場合は、更新前の保険契約について保険金請求忘れがないか、今一度ご確認をお願いいたします。ご請求忘れや、ご不明な点がございましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先まですぐにご連絡ください。なお、パンフレット等記載の内容は本年度の契約更新後の補償内容です。更新前の補償内容とは異なることがありますので、ご注意ください。

【ご加入内容を変更されている場合】

ご加入内容を変更されている場合、お手元の更新のご案内等には反映されていない可能性があります。なお、自動更新される場合は、ご契約はこの更新のご案内等記載の内容にかかわらず、満期日時点のご加入内容にて更新されます。

Ⅳ その他ご留意いただきたいこと

1 個人情報の取扱い

●保険契約者であるコープデリ連合会は引受保険会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。引受保険会社および引受保険会社のグループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。あわせてコープデリ連合会および(株)コープデリ保険センターが各種商品の案内、サービスの提供や保険商品・カタログ・チラシ・コンテンツなどの改善を図るための統計・分析を行う場合があります。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること

②契約締結・保険金支払い等の判断をするうえで、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること

③引受保険会社と引受保険会社のグループ各社または引受保険会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること

④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、国内外の再保険引受会社等に提供すること

⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること

⑥更新契約に係る保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方の保険金請求情報等(過去の情報を含みます。))をご契約者およびご加入者に対して提供すること

詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ(www.tokiomarine-nichido.co.jp)および(株)コープデリ保険センターのホームページ(https://hoken.coopdeli.coop)をご参照ください。

●損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一の保険の対象となる方または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。これらの確認内容は、上記目的以外には用いられません。

2 ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について

●以下に該当する事由がある場合、ご加入は無効になります。

①この保険が継続されてきた最初のご加入(初年度契約といえます。))の保険始期前に、保険の対象となる方ががんと診断確定されていた場合

②保険金受取人を保険の対象となる方以外の方に指定する場合において、その保険の対象となる方の同意を得なかったとき(その保険の対象となる方を保険金受取人にする場合は除きます。)

●ご契約者、保険の対象となる方または保険金の受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合には、東京海上日動はご加入を解除することができます。

●その他、約款等に基づき、ご加入が取消し・無効・解除となる場合があります。

3 ご加入手続き等の猶予に関する特別措置について

自然災害や感染症拡大の影響によりご加入手続き等を行うことが困難な場合に、「更新契約のご加入手続き」および「保険料相当額の払込み」に関して一定の猶予期間を設ける特別措置をご利用いただける場合があります。*

*ご利用いただける特別措置の詳細につきましては、取扱代理店までご連絡ください。

4 保険会社破綻時の取扱い等

●引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

●引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、原則として90%まで補償されます。ただし、破綻後に予定利率等の変更が行われた場合には、90%を下回ることがあります。

5 その他ご加入に関するご注意事項

●取扱代理店は東京海上日動との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店と有効に成立したご契約については東京海上日動と直接締結されたものとなります。

●加入者票はご加入内容を確認する大切なものです。加入者票が到着しましたら、ご意向どおりのご加入内容になっているかどうかをご確認ください。また、加入者票が到着するまでの間、パンフレットおよび加入依頼書控等、ご加入内容がわかるものを保管いただきますようお願いいたします。ご不明な点がございましたら、取扱代理店までご連絡ください。なお、パンフレット等にはご加入上の大切なことが記載されていますので、ご一読のうえ、加入者票とともに保険期間の終了時まで保管してご利用ください。

6 事故が起こったとき

●事故が発生した場合には、30日以内に「事故受付センター(東京海上日動安心110番)」までご連絡ください。

●保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。

・印鑑登録証明書、住民票または戸籍謄本等の保険の対象となる方、保険金の受取人であることを確認するための書類

・東京海上日動の定める傷害もしくは疾病の程度、治療内容および治療期間等を証明する保険の対象となる方以外の医師の診断書、領収書および診療報酬明細書(からだに関する補償においては、東京海上日動の指定した医師による診断書その他医学的検査の対象となつた標本等の提出を求める場合があります。)

・他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、東京海上日動が支払うべき保険金の額を算出するための書類

・高額療養費制度による給付額が確認できる書類

・東京海上日動が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書

●保険の対象となる方または保険金の受取人に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払いを受けなければならない方または保険金の受取人の代理人がいけない場合は、保険の対象となる方または保険金の受取人の配偶者*1または3親等内の親族(あわせて「ご家族」といいます。))のうち東京海上日動所定の条件を満たす方が、保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金を請求できる場合があります。

*1 法律上の配偶者に限ります。

●保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金のご請求をされる場合は、以下の点についてご了承ください。

1. 保険金をお支払いした場合、保険の対象となる方には原則その旨のご連絡はいたしません。が、保険金のお支払後に、保険の対象となる方(またはご加入者)からご加入内容についてご照会があったときは、保険金をお支払いした旨回答せざるを得ないことがあります。このため、保険の対象となる方(またはご加入者)に傷病名等を察知される可能性があります。

2. 保険金のご請求があったことを保険の対象となる方(またはご加入者)が知る可能性がある具体的事例は以下のとおりです。

1. 保険の対象となる方(またはご加入者)が東京海上日動にご加入内容をご照会された場合

2. 特約の失効により、ご加入者が保険料の減額を知った場合

3. ご加入者がご加入内容の変更手続きを行う場合

本内容については、ご家族の皆様にご説明ください。

●保険金請求権には時効(3年)がありますのでご注意ください。

●損害が生じたことにより保険の対象となる方等が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合で、東京海上日動がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権の全部または一部は東京海上日動に移転します。

事故受付センター(東京海上日動安心110番)のご連絡先は、後記をご参照ください。

東京海上日動火災保険株式会社

保険の内容に関するご意見・ご相談等はパンフレット等記載のお問い合わせ先にて承ります。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター(指定紛争解決機関) 【注意喚起情報】

東京海上日動火災保険(株)は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

東京海上日動火災保険(株)との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。

詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。(https://www.sonpo.or.jp/)

0570-022808 <通話料有料>

IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。

受付時間：平日 午前9時15分～午後5時(土日祝・年末・年始はお休みとさせていただきます。)

本説明書はご加入いただく保険に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、「団体総合生活保険 普通保険約款および特約」に記載しています。必要に応じて、取扱代理店までご請求いただくか、東京海上日動ホームページでご参照ください(ご契約により内容が異なっていたり、ホームページに保険約款を掲載していない商品もあります。)。ご不明点等がある場合は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

インターネット等によりお手続きされる場合は、加入依頼書等へ記載することにかえて、画面上に入力してください。また、本説明書中の「健康状態告知書」は「健康状態の告知の画面」と読み替えてください。

東京海上日動のホームページのご案内 www.tokiomarine-nichido.co.jp

事故受付センター

(東京海上日動安心110番)

0120-720-110

受付時間：24時間 365日

加入依頼書の郵送(切手不要)にご利用いただけます。

加入依頼書の郵送方法

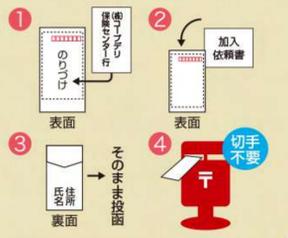
①下の宛名部分を点線に沿って切り取り、お手持ちの封筒の上半分にしっかりと、のり付けしてください。

(封筒 最大サイズ120×235mm)

②その封筒の中に入力依頼書を折ってお入れください。

③封筒の裏にお手数ですが、お名前と住所をご記入ください。

通常郵便より1～2日遅い到着となります。お早めにご提出ください。



キリトリ✂

料金受取人払郵便

受取人

さいたま中央局 承認

8084

200

埼玉県さいたま市南区 根岸1-5-3

(株)コープデリ保険センター 団体保険課 行

差出有効期間 2025年5月31日 まで(切手不要)

コープの「団体がん保険」加入依頼書在中

キリトリ✂

コープの「団体がん保険」加入依頼書記入例

インターネット利用でのお申込みはこちら



太枠内の項目を
もれなく黒のボールペンで
ご記入ください。

必ず被保険者ご本人がご署名
ください。

〇年〇月〇日と、必ず告知日をご記入
ください。

「健康状態等に関する質問」の質問
事項をよくお読みいただき、
質問1 質問2 にて該当しない方は
各々〇で囲ってください。(健康
状態告知欄が全て「なし」の方
に限り、ご加入いただけます。)

他の保険契約等についてご回答
ください。(明細をご記入
ください。)

コープデリ連合会 御中

加入申込時、生協への口座登録をされて
いない方は、別途口座登録が必要です。

電話番号は可能な限り携帯電話番
号をご記入ください。ショートメ
ールにてご連絡させていただくこと
があります。

組合員コードを忘れずにご記入く
ださい。

ご住所のフリガナは都県名から
番地の数字までご記入ください。

加入者からみた続柄を〇で囲って
ください。

被保険者が満15歳未満の場合に
は、親権者等の方がご記入ご署名
ください。

訂正、取消の場合は二重線
で消し、ご本人の印鑑で訂
正印を押印してください。

タイプを1つ選び
〇で囲ってください。

※保険料は、生協登録口座から生協の商品代金と合算して引落されます。生協へ口座登録をされていない方は、口座登録の手続きをお願いします。

※保険料は、生協登録口座から生協の商品代金と合算して引落されます。生協へ口座登録をされていない方は、口座登録の手続きをお願いします。

加入依頼書「健康状態告知」欄にご回答ください。

下記 質問1 質問2 とともに「なし」の方に限りご加入いただけます。

健康状態等に関する質問

質問1 ●今までに「がん」または「上皮内がん」*1と医師に診断されたことはありますか。

*1 「がん」または「上皮内がん」に含めて告知いただきたい病気の例

がん	悪性新生物、癌、悪性しゅよう、肉腫、白血病、悪性リンパ腫、骨髄腫
上皮内がん	上皮内新生物、上皮内癌、CIS、CIN3、子宮頸部の高度異形成

質問2 ●告知日(ご記入日)より過去2年以内に以下のいずれかに該当したことがありますか。

①健康診断・人間ドックにおいて以下の検査を受けた結果、臓器もしくは検査結果の異常(要治療・要精密検査・1年以内の要再検査をいいます。)を指摘されたこと

・上部消化管エックス線検査(または内視鏡検査)・胸部エックス線検査・乳房エックス線(マンモグラフィ)検査・乳房超音波検査・子宮頸部の細胞診・便潜血検査・しゅようマーカー(CEA・AFP・CA19-9・PSA等)・CT検査・MRI検査・PET検査・肝炎ウイルス検査(HBs抗原・HCV抗体)・腹部超音波検査・その他のがん検診

②医師の診察の結果、別表の病気や所見、症状により継続して診察(服薬・治療を含みます)・検査を受けるように指導されたこと

別表

ポリープ・しゅよう等	しゅよう*2、結節*2、腫瘍*2(しゅりゅう)、GIST(ジスト、ギスト)、カルチノイド、異形成、白板症、多発性ポリープ(ポリポーシス)*3、病理検査や細胞診での異常
消化器系の病気	肝硬変、慢性肝炎、肝機能障害(入院や治療を伴うもの)、慢性アルコール性肝機能障害、NASH(非アルコール性脂肪肝炎)、アルコール性肝炎、門脈圧亢進症、食道静脈瘤
呼吸器系の病気	COPD(慢性閉塞性肺疾患)、肺炎腫、慢性気管支炎、肺線維症、じん肺、けい肺、間質性肺炎
腎臓の病気	慢性腎機能障害、慢性腎不全、慢性腎炎、尿毒症
その他	B型肝炎ウイルスキャリア、C型肝炎ウイルスキャリア、貧血(鉄欠乏性貧血を除きます)
症状*4	しごり、出血(不正出血、咯血、吐血、下血、肉眼的血尿)、黄疸

*2 「がん、上皮内がん、または異形成」とは異なる病気と診断された場合は「なし」となります。
*3 大腸などひとつの臓器に多数のポリープが存在する状態をいいます。
*4 「がん、上皮内がん、もしくは異形成」とは異なる病気と診断された場合、またはその症状に対する診察(服薬・治療を含みます)・検査の結果、告知日時時点で医師による診察(服薬・治療を含みます)・検査が終了している場合は「なし」となります。

告知に関するお問い合わせは、取扱代理店までご照会ください。

ご加入内容確認事項(意向確認事項)

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご加入いただく保険商品がお客様のご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入をいただいていること等を確認させていただくためのものです。お手数ですが以下の各質問事項について再度ご確認いただきますようお願い申し上げます。なお、ご確認にあたりご不明な点等がございましたら、取扱代理店までお問い合わせください。

1. 保険商品が以下の点でお客様のご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項説明書等でご確認ください。万一、ご希望に合致しない場合はご加入内容を再度ご検討ください。
 - 保険金をお支払する主な場合
 - 保険金額 □保険期間 □保険料・保険料払込方法 □保険の対象となる方
2. 加入依頼書等の記入事項等につき、以下の点をご確認ください。万一、記入漏れ、記入誤りがある場合は、加入依頼書等を訂正してください。また、下記事項に関し、現在のご加入内容について誤りがありましたら、取扱代理店までご連絡ください。
 - 加入依頼書等の「生年月日」欄、「性別」欄は正しくご記入いただいていますか?
 - 保険の対象となる方が「健康状態告知」欄に正しく告知いただいていますか?
 - 加入依頼書等の「他の保険契約等」欄は正しく告知いただいていますか?
3. 重要事項説明書の内容についてご確認いただけましたか?
 - 特に「保険金をお支払いしない主な場合」、「告知義務・通知義務等」、「補償の重複に関するご注意」についてご確認ください。

※インターネット等によりお手続きされる場合は、「記入」を「入力」と読み替えてください。

告知の大切さに関するご案内(告知の大切さについてご説明させていただきます)

告知書は保険の対象となる方(被保険者)ご自身がありのままにご記入ください*1。告知の内容が正しくない場合、ご加入が解除され、保険金をお受け取りいただけないことがあります。

*1 ご家族の方を保険の対象とする場合には、ご家族の方ご自身がご記入ください。

■過去に病気やケガをされたことがある場合、お引受けできない場合があります。
■保険金請求時等に、告知内容についてご確認させていただく場合があります。
■告知いただく内容例は次のとおりです。

①入院または手術の有無(予定を含みます) ②告知書記載の特定の病気・症状に関する、過去2年以内の医師の指示による検査・治療(投薬の指示を含みます)の有無 ③過去2年以内の健康診断・人間ドックにおける所定の検査の異常指摘の有無 等

詳しくは上記の「健康状態等に関する質問」をご覧ください。

■以下のケースも告知が必要となります。

- 現在、医師に入院や手術をすすめられている。
- 過去2年以内に告知書記載の特定の病気について医師の指示による投薬を受けていたが、現在は完治している。
- 過去2年以内の健康診断における告知書記載の検査で「要精密検査」と指摘されたが、精密検査の結果、異常は見つからなかった。

<告知書の質問をよくお読みいただき、ご記入ください。>

■新たな保険契約への切替の場合、新たに告知が必要となる等のご注意いただきたい事項があります。詳しくは、重要事項説明書をご確認ください。

■告知すべき内容を後日思い出された場合には、取扱代理店までご連絡ください。

※上記は告知の大切さについて、その概要を記載したものです。告知に関するお問い合わせは、取扱代理店までご連絡ください。

お申込み方法 この加入依頼書を切り取り、ご郵送、または生協の地域担当者へ一声かけてお渡しください。ご郵送の際は、4ページの「加入依頼書の郵送方法」をご覧ください。宛名(切手不要)をご利用ください。

質問1 質問2 に該当しない場合、各々「なし」を〇で囲ってください。

生協を脱退(エリア外への転居含む)されると、このコープの「団体がん保険」を継続することはできません。(ご解約のお手続きが必要です。)

1年更新型 コープの「団体かん保険」加入依頼書
団体総合生活保険 (かん補償)

2025年(令和7年)3月1日受付分まで有効
 (不備なくコープデリ保険センター受付)

加入依頼書は保険契約申込書の一部を成します。
 0027 営業店 0024 康泰標準
 K002

コープデリ連合会 御中

生協への口座登録 有 無

加入時の同意内容について
 私と被保険者全員の、以下の事項について確認・同意の上、加入を依頼します。
 ①私が保険契約者であるコープデリ連合会の構成員であること
 ②「重要事項説明書」の内容 ③左頁の「ご加入内容確認事項」の内容
 ④重要事項説明書の「IV」個人情報の取扱いの内容
 ⑤左頁の「告知の大切さに関するご案内」の内容

私は、コープデリ連合会連帯がん保険制度規定を承認の上、下記のとおりコープの「団体かん保険」へ加入を依頼します。

1入院支払
 限度日数
 制限なし

●太枠内の項目をもちろん黒のボールペンでご記入ください。

申込日 0001 ③ 令和 年 月 日 保険期間 0002 ③ 令和 年 月 ① 日 一令和7年5月1日

〒 0003 電話番号 0010 (携帯もしくは住宅) その他の電話番号

ご住所 カナ 0A04 0A05 0W06 0W07 (部) (県) 0019 組合員コード (パソコンから入力してください) 2

私は上記 個人で 家族として を確認し、契約者であるコープデリ連合会に対して加入を依頼します。

お名前 カナ 0A08 0W09 漢字 自署 生年月日 0013 昭和 1 年 月 日 平成 2 年 月 日 性別 0014 男 1 女 2

★が付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)です。これらの表示が事実と異なる場合やこれらに事実を記載しない場合は、ご加入を解除することがあります。

お申込みは、加入依頼書をご提出いただくかインターネット

ネットでお申込みよりお手

続きをお願いします。

被保険者(加入者)の告知事項

告知日(記入日) 令和 年 月 日

告知内容

1157 告知内容 1158 告知内容

1199 告知内容

項目 コード 内容

被保険者氏名(自署)・告知日(記入日)

★被保険者の生年月日 2106 昭和 1 年 月 日 平成 2 年 月 日 令和 3 年 月 日

★被保険者の性別 2107 男 1 女 2

加入者からみた続柄 2108 本人 01 配偶者 02 父母 03 子 04 兄弟姉妹 05 祖父母 06 孫 07 その他親族 08

告知日(記入日) 令和 年 月 日

告知内容

2167 告知内容 2168 告知内容

2109 告知内容

項目 コード 内容

生協使用欄

受付日 令和 年 月 日 事業所名(コード) 生協口座同時登録 あり 担当者印

コープデリ保険センター記入欄

依頼書受付日 令和 年 月 日 担当者印

コープデリ保険センター使用欄

取扱い区分 0019 新規

0W16 所属名漢字 0017 所属コード 0028 代理店 0029 団体コード

保険金の受取人は被保険者本人となります。
 募集文書番号 237-002240(2024年1月作成)/パン24!

保険料のお引き落としに関して

①コープデリ宅配をご利用の方は、生協の商品代金と合算して毎月5日に引き落としされます。
 (万が一お引き落としができなかった場合、商品代金は月半ばで再請求がかかりますが、保険料のお引き落としは毎月5日に2ヶ月分となります。)

②上記の宅配利用以外の方は、生協にご登録して頂きました、金融機関から毎月5日に引き落としされます。

コープの「団体かん保険」加入依頼書使

被保険者名 種 被保険者名 種

男性基本 男性ハーフ 男性基本生活支援 男性ハーフ生活支援 男性基本 男性ハーフ 男性基本生活支援 男性ハーフ生活支援

女性基本 女性ハーフ 女性基本生活支援 女性ハーフ生活支援 女性基本 女性ハーフ 女性基本生活支援 女性ハーフ生活支援

令和 年 月 日 担当者印

※加入者等は、保険開始後1ヶ月以内に郵送されます。それまで、この控を保管してください。

ご提出前にもう一度ご確認ください。

お申込みの流れ

例) 4月1日までに申込みの場合

加入依頼書提出	毎月1日締切	4 / 1
保険(補償)開始日	翌月1日	5 / 1
初回保険料引落(生協口座より)	保険開始月の翌月5日 (金融機関が休業日の場合は翌営業日)	6 / 5

Check

がん保険は、待機期間が90日あると思込んでいませんか？
 コープの「団体がん保険」は、**保険(補償)開始日よりがん補償開始。**
保険期間は1年。毎年自動更新します。

保険期間の途中でご加入される場合の補償期間

毎月1日までにコープデリ保険センターで不備なく受付完了の方は、
 保険開始日午前0時から2025年5月1日午後4時までです。

加入者票は、保険開始後1ヶ月以内に郵送されます。

WEBでも
 カンタン手続き!



コープデリ保険 がん



※WEBサイトでのお申込みにはコープデリグループ生協の加入および
 コープデリエフレンズ(インターネット注文)利用の登録と生協への
 口座登録が必要です。



サービスのご案内 自動セット

「日頃の様々な悩み」から「もしも」のときまでバックアップ! 東京海上日動がサポートいたします。

※サービスの内容は、変更・中止となる場合があります。
 ※サービスのご利用にあたっては、グループ会社・提携会社の担当者が、「お名前」「ご連絡先」「団体名(コープデリ連合会)」等を確認させていただきますので、ご了承願います。

サービスのご案内の
 詳細は二次元コード
 からご確認ください。



メディカルアシスト

お電話にて各種医療に関する相談に応じます。
 また、夜間の救急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。

☎ 0120-708-110
 24時間365日受付

- ・がん専用相談窓口
- ・緊急医療相談
- ・医療機関案内
- ・転院・患者移送手配*2
- ・予約制専門医相談*1

*1 予約制専門医相談は、事前予約が必要です(予約受付は、24時間365日)。
 *2 実際の転院移送費用は、お客様にご負担いただけます。

デイリーサポート

法律・税務・社会保険に関するお電話での相談や毎日の暮らしに役立つ情報をご提供します。

☎ 0120-285-110

受付時間(土日祝・年末・年始を除く)

法律相談 10:00~18:00 社会保険に関する相談 10:00~18:00
 税務相談 14:00~16:00 暮らしの情報提供 10:00~16:00

介護アシスト

お電話にてご高齢の方の生活支援や介護に関するご相談に応じ、優待条件でご利用いただける各種サービスをご紹介します。

☎ 0120-428-834

受付時間(電話介護相談、各種サービス優待紹介)
 9:00~17:00(土日祝・年末・年始を除く)

- ・電話介護相談
- ・各種サービス優待紹介*1

※お住まいの地域によってはご利用いただけなかったり、優待を実施できないサービスもあります。
 *1 本サービスは、サービス対象者(【ご注意ください】をご参照ください。)に限りご利用いただけます。

- ・インターネット介護情報サービス
 「介護情報ネットワーク」
 ホームページアドレス www.kaigonw.ne.jp

【ご注意ください】(各サービス共通)

- ・ご相談のご利用は、保険期間中にご相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合に限りです。
- ・ご相談の対象は、ご契約者、ご加入者および保険の対象となる方(法人は除きます。)、またはそれらの方の配偶者*1・ご親族*2の方(以下サービス対象者といいます。)のうち、いずれかの方に日本国内で発生した身の回りの事象(事業活動等を除きます。)とし、サービス対象者からの直接の相談に限りです。
- ・一部の地域ではご利用いただけないサービスもあります。
- ・各サービスは、東京海上日動がグループ会社または提携会社を通じてご提供します。
- ・メディカルアシストおよび介護アシストの電話相談は医療行為を行うものではありません。また、ご案内した医療機関で受診された場合の費用はお客様のご負担となります。

*1 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。婚姻とは異なります。

*2 6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます。

ご加入内容をご確認ください。

ご加入いただく前に保険商品がご希望に合致した内容となっていることを再度ご確認ください。加入依頼書の記載事項等につきましては、加入依頼書に添付の「ご加入内容確認事項(意向確認事項)」にそってご確認いただき、記入漏れ・記入誤りがある場合は、追記・訂正をお願いいたします。

このパンフレットは団体総合生活保険(がん補償)の概要をご紹介したものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。なお、約款はご契約者である団体の代表者にお渡しする予定です。必要に応じて取扱代理店までご請求ください。また、パンフレットには、ご契約上の大切なことがら記載されていますので、ご一読の上、加入者票とともに保険期間の終了時まで保管してご利用ください。ご不明な点等がある場合には、コープデリ保険センターまでお問い合わせください。